

建 技 第 3 2 3 号

平成 2 7 年 7 月 2 9 日

(一社)富山県建設業協会会長 殿

富山県土木部建設技術企画課長

富山県土木部所管建設工事に係る工程調整会議試行要領の制定について

県の土木行政の推進に、平素より格段のご配慮をいただき厚く御礼申し上げます。

県では、受発注者双方の意思疎通を図り、より円滑に工事を進めることを目的として、現場の実態や工期に影響を及ぼす条件について、ネットワーク工程表を活用し、受発注者で工程（クリティカルパス）を共有する「工程調整会議」の取組を新たに設け、別添のとおり「富山県土木部所管建設工事に係る工事連携会議試行要領」を制定し、平成 2 7 年 8 月 1 日から施行することとしましたので、貴協会会員に対する周知についてご配慮をお願いいたします。

(事務担当：建設技術企画課 技術指導係)

富山県土木部所管建設工事に係る工程調整会議試行要領

(趣旨)

第1条 この要領は、富山県土木部の所管に係る建設工事に於いて、現場の実態や工期に影響を及ぼす条件について、クリティカルパスが確認できるネットワーク工程表を活用して受発注者で工程（クリティカルパス）を共有することにより、効率的な工事の進捗・完成を図ることを目的とし試行する工程調整会議（以下「会議」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(会議の開催)

第2条 発注機関の長は、前条の目的を達するため、工程調整会議を主催する。

(対象工事)

第3条 工程調整会議の対象工事は、次の各号のいずれかに掲げる工事のうち、発注機関の長が必要と認める工事または、受注者が会議の実施を申し出た工事とする。

- (1) 工期厳守の工事（制約があり、工期延長が認められない工事）
- (2) 生産性向上モデル工事
- (3) 前2号に掲げる工事のほか、特に必要があると認められる工事

(構成員)

第4条 会議は、次に掲げる者をもって構成する。

- (1) 発注機関 対象工事の監督員、班長及び工事担当課長等
- (2) 受注者 対象工事の現場代理人及び主任（監理）技術者等

2 会議の庶務は、発注機関において処理する。

(開催時期及び内容)

第5条 会議は、原則として次の各号のいずれかにおいて開催する。

- (1) 工期厳守の工事 施工計画書提出時
- (2) 生産性向上モデル工事 生産性向上モデル工事における問題点等の把握後
- (3) 工事工程に影響を及ぼす事象が発生し、その対応の検討後

2 会議の内容は、発注者が関係機関協議の完了時期などの工程に係わる施工条件等について、受注者への情報提供後に受注者が作成するクリティカルパスが確認できるネットワーク工程表により、受発注者間で次に掲げる事項を確認、共有する。

- (1) クリティカルパス
- (2) 工事進捗状況
- (3) 今後の工事工程

(費用の負担)

第6条 受注者が会議に出席するに当たり要した費用は、受注者が負担する。

附 則

この要領は、平成27年8月1日から施行し、同日以降に契約する工事に適用する。